

2019年分確定申告に向けて

組合の相談会を利用して

権利を守る



「呼び出し調査」が増加、対応は慎重に

昨今の税務調査は、実地調査といわれる納税者宅や事務所に税務署員が訪れ行なうものと、税務署に納税者を呼び出して行なうものがあります。前者は、納税者に対して事前通知を行わなければ違法な調査となりますが、後者は事前通知を行わなくても違法ではないというのが国税庁などの回答です。私たちは、全建総連や各界連、3・13重税反対行動実行委員会とともに「呼び出し調査においても事前通知を行なえ」と要求しています。呼び出し調査では、「何年分を調査するのか」「調査対象の税目は何か」「どんな資料が必要なのか」などが明らかにされず調査に着手することになり、納税者にとっては税務署員の言いなりになりがちです。税務署から呼び出しがあってもすぐに対応せず、所属する支部事務所に相談しましょう。

近年の税務調査は、「取引会社から提出された取引情報」などをもとに実施されます。各支部からの報告では、「消費税や無申告者を対象とした調査」が増加しています。国税庁は、国税総合管理システム(KSK)による納税者の情報を取得し売上金額を中心に調べ、売上金額が過少、又は住所などの確定申告された形跡のない納税者を呼び出し、5年から7年分を調査し重加算税などを課すなど徴税攻勢を強めています。赤字でも必ず申告しましょう。

近年の税務調査は納税者の情報を把握してピンポイントでやってくる

建設産業に精通している組合の確定申告相談会で相談を

みなさんが所属している支部では、2月初旬から3月13日前後で数日間の「確定申告相談会」を開催しています。税理士などに頼らず自分で帳簿を付けて収支を計算し、確定申告を電子や手書き、税務署のパソコンを利用してされている方もいらっしゃると思います。売上日や仕入れ日の確定にはルールがあり、家事関連費の経費算入も注意が必要です。この基本を間違えてしまうと結果(損益)が違い、納税額も違ってきます。

確定申告内容などの精査のためにも、支部の確定申告相談に行きましょう。

2月13日から2019年度分の確定申告の受付が始まりました。近年の税務調査の傾向、申告にあたっての留意点をまとめてみました。2019年10月から、消費税率の変更もありました。一人で悩まずに、組合の申告相談会に参加し、正しく納税しましょう。

2019年分確定申告の最大の特徴は消費税の複数税率導入

消費税の標準税率は、昨年10月1日以降の取引について10%です。昨年9月末以前は標準税率が8%、その上、10月1日以降の軽減税率8%があり、領収書やレシートを仕分けること、領収書やレシートを見て税率ごとに分ける必要があります。みなさんは、9月末の税率8%と10月1日以降の8%は同じだと思っているでしょうが違います。一般課税の場合は、8%でも国と地方の配分が違うので、それぞれ8%を分ける必要が出てきます。簡易課税では、売上金額を9月末以前と10月1日以降と分ける必要があります。

なお経過措置として、契約が昨年3月31日以前に締結されている場合、完成・引渡が10月1日以降であっても税率が8%だとしていますが、中長期的な工事で出来高によって請求する場合、たとえ契約が昨年3月31日以前であっても、請求月が本年9月30日までが8%(旧税率)、10月1日以降が10%になります。

医療費控除は医療費明細を確定申告書に添付することになりました

2019年分確定申告書では、医療費控除を受けするために「医療費明細を確定申告書に添付するか」「医療費明細に医療費通知を添付する」の2つの方法から選択することになりました。医療費通知は、保険者から世帯に送付されますが、3月15日の所得税の確定申告期限に間に合いません。したがって、医療費控除を受ける際には、医療費明細の添付を選択してください。なお、医療費の領収書やレシート、医療機関までの交通費の明細は、5年間の保存義務がありますので注意してください。

マイナンバーの取り扱い

税務署の受付窓口に行くとき、必ずと言っていいほど「記載が無い場合、確定申告書へのマイナンバーの記載」を税務署員が求めてきます。しかし、昨年11月の国税庁交渉、昨年12月の国税局交渉で庁・局とも、「マイナンバーの記載が無かったことをもって受け取らないということはない」と回答しています。簡単に言えば「マイナンバーの記載が無くても受け取ります」ということです。マイナンバー法では、「記載をしなかったり、提示を拒否したことで不利益な扱いをしない」としていますので、記載しなかったからと言って税務調査の対象になることもありません。

国保組合の就業実態調査があります 証明は、税務署の收受印のある確定申告書控え

就業実態調査の対象は、東京土建国保組合に加入している第3種から第7種の適用除外を受けていない組合員です。対象者になっている組合員は、自分が建設業に従事していることを証明しなければなりません。その証明の第1の書面は、税務署の受け取り印が押された確定申告書控えです。

江戸川 3日から相談会 ろうきんともタイアップ



申告相談会の会場

江戸川支部では、2月3日から確定申告個別相談会を開催しています。分会ごと指定日を決めて事前予約制で、20日までは青色、それ以降は白色申告を受け付けています。相談を受け付けるのは書記、職員ですが、受付と翌日の出席確認の電話かけは組合員が行ない、組合全体で申告相談に取り組んでいます。また、今年から中央ろうきんとタイアップして、節税になるアイデア(個人型確定拠出年

金)の案内なども行なっています。2月5日は、小岩南など4分会の日。「住所や家族構成などは変わったことありますか」「二人親方労働の日額は変更しましたか」などと書記、職員が組合員に問いぬきに尋ねます。組合員からは「車を買ったのですが」「これは経費になるんですか」と不明な点を聞いています。この日に相談会に出席した人はリピーターで、皆さん自ら

記載した所得計算書を持参しています。相談の最後には、必ず「集団申告への参加を」と話します。小岩南分会所属で工務店を経営している矢野孝さんは「組合の相談会に来るようになって、もう40年近くになります。税務調査があった時には支部の書記が立ち合いをした時代も体験しています。消費税はぜひ税率を引き下げてもらいたいですね」と話してくれました。